

## 日本卓球バレー連盟・コンプライアンス委員会設置規則

### (目的)

第1条 この規則は、日本卓球バレー連盟（以下「本連盟」と称する）規約第46条第2項に基づき設置されるコンプライアンス委員会が、本連盟に所属する公認指導者・公認審判員・公認審査員に対して行う法令遵守体制に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において、用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 本連盟に所属する公認指導者・公認審判員・公認審査員が、法令、及び本連盟が決めたルール（内部規則・要項）や社会規範等を遵守することを基本に、高い倫理観に基づき卓球バレーの普及等を遂行することをいう。
- (2) リスクマネジメント 本連盟及び本連盟に所属する公認指導者・公認審判員・公認審査員に想定されるリスクを事前に把握するための手法をいう。

### (設置)

第3条 本連盟におけるコンプライアンスの実効性を確保するため、日本卓球バレー連盟・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第4条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) コンプライアンス教育計画の策定
- (2) 事業活動に係るリスクマネジメントと予防策の立案
- (3) 顕在化したコンプライアンス違反への対処方針の策定
- (4) 再発防止策の策定
- (5) 本連盟理事会への提言と承認された方針や対策の推進

### (委員会の構成)

第5条 委員会は、委員13人以下をもって組織し、規約第46条第3項に基づき、人格が誠実で社会的信望を得ている者の中から選出する。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、本連盟の会長がこれに就く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(改廃)

第8条 本規則は本連盟理事会で改廃する。

(附則)

第9条 (附則)

この規則は令和4(2022)年3月21日から施行する。

令和4(2022)年4月29日 一部改正

### 日本卓球バレー連盟・コンプライアンス委員名簿 (R4~R6)

	氏名	役職等
1	堀川 裕二	※会長 (西ブロック)
2	莊子 敏一	副会長 (東ブロック長)
3	時森 康郎	副会長 (中ブロック長)
4	(新) 菊本 和幸	副会長 (西ブロック長)
5	山田 力也	理事長／総務委員長 (西ブロック)
6	高橋 正繁	東ブロック代表 (総務委員)
7	箕島 英二	中ブロック代表
8	鈴木 仁	西ブロック代表 (連盟理事)
9	佐伯 加寿美	学識経験者 (東ブロック)
10	向 仁子	総務副委員長 (東ブロック)
11	長原 一博	総務副委員長 (中ブロック)
12	(新) 鈴木 日出子	総務副委員長 (西ブロック)
13	長谷川 尚三	審判委員長

\* R5年第1回臨時理事会において任期期間を特別に3年間とした。

### 旧名簿 (R4~R5)

	氏 名	役職等
1	川端 一彰	会 長 (中ブロック)
2	莊子 敏一	副会長 (東ブロック長)
3	時森 康郎	副会長 (中ブロック長)
4	堀川 裕二	副会長 (西ブロック長・普及委員長)
5	長谷川 尚三	理事長 (中ブロック)
6	高橋 正繁	東ブロック代表 (総務委員)
7	箕島 英二	中ブロック代表 (連盟理事・審判委員長)
8	鈴木 仁	西ブロック代表 (連盟理事)
9	佐伯 加寿美	学識経験者 (東ブロック)
10	山田 力也	総務委員長 (西ブロック)
11	向 仁子	副総務委員長 (東ブロック)
12	長原 一博	副総務委員長 (中ブロック)